

京都議定書第5条2項で言及される調整の検討様式と その適用の方法に関する日本の追加的見解

京都議定書第5条2項で述べられる調整の検討様式とその適用の方法について更なる見解を事務局に提出するとの要請（1999年10月30日付け文書 FCCC/SBSTA/1999/L.14）に対応して、日本は次のとおり提出する。

日本は、第5条2項に基づく締約国の目録に対する調整は、第8条に基づく専門家による検討班による目録の検討過程で行なわれると考える。モントリオール議定書によって規制されていないすべての温室効果ガスの発生源による人為的な排出及び吸収源による除去に関する目録は、京都議定書第3条1項に基づく義務の履行状況を判断するために極めて重要な情報である。温室効果ガスの目録は、COPで合意されるいかなる良好な慣行によって発展されるIPCCの1996年改訂の指針に整合的な方法により、透明性があり、矛盾なく、完全及び正確に算定されることが重要である。

IPCCの1996年改訂指針は、ある国がその国内状況をよりよく反映させることができると判断する場合には、当該国固有の方法及び/または排出係数を用いることを認めている。しかし、締約国が当該国固有の方法及び/または排出係数を用いる場合には、当該締約国はその方法及び/または係数の使用を裏付けるに十分な情報を提供しなければならない。

検討作業の中で下記の状況が示唆された場合、締約国はCOP/moPにより合意される方法に従って、問題となった排出/除去の見積もりを改訂することができる。

- a) 締約国の目録が不完全である（例えば、排出源による排出が活動データの不足がないために推定されていない）、及び/または、
- b) 国特有の方法及び/または排出係数が使われているが、それを裏付ける文書が不完全と見なされる。

締約国によるこの種の改訂は、第5条2項に基づく「調整」と見なすべきである。

専門家による検討班が、締約国の「調整」または「調整」を採用しないことへの締約国

の説明が技術的に不適切と判断した場合、専門家による検討班は COP / moP によって合意された方法に従って排出及び / または除去の見積もりを行う。当該締約国はその見積もりを受け入れ、それによって目録を改訂することができる。このような改訂は第 5 条 2 項に基づく「調整」と見なすべきである。

当該締約国がこの見積もりを受け入れなかった場合、専門家による検討班はその報告書の中にこの見積もりを含める。同時に、当該締約国はこの報告書の中に説明文書を含めることができる。検討の過程の報告書は公表され、事務局を通じて COP / moP 及び遵守機関へ提出されるべきである。

日本は、気温調節や電力の取引パターンに関するものなど、COP で合意されるいかなる良好な慣行によって発展される IPCC の 1996 年改訂指針の範囲外となる調整は、第 5 条 2 項の下で適用されるべきではないと考える。